

## 不妊治療休暇・両立支援制度に関する就業規則の規定例

不妊治療休暇・両立支援制度については、労働協約又は就業規則への規定が必要です。（「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」支給要領 0301 口）

就業規則については、常時 10 人以上の労働者を使用する事業場においては、これを作成し又は変更する場合に、所轄労働基準監督署長に届け出なければならないとされています（労働基準法第 89 条）。

また、作成した就業規則は、労働者一人ひとりへの配付、労働者がいつでも見られるように職場の見やすい場所への掲示、備付け、あるいは電子媒体に記録し、それを常時モニター画面等で確認できるようにするといった方法により、労働者に周知しなければなりません（労働基準法第 106 条第 1 項）。

なお、就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時 10 人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることを確認できる書類の作成が必要です（支給要領 0402 イ）。

この資料では、不妊治療休暇・両立支援制度の就業規則への規定例を紹介します。

### 規定例 1 不妊治療のための短時間勤務制度の規定例

第 条 不妊治療を受ける社員は、申し出ることにより、就業規則第 条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前 9 時から午後 4 時まで（うち休憩時間は、午前 12 時から午後 1 時までの 1 時間とする。）の 6 時間とする。

## 規定例 2 企業独自の休暇の取得事由に不妊治療を含める場合の規定例

(ファミリーサポート休暇)

第 条 会社は社員が次の各号のいずれかの事由により休暇を請求したときは、年 日を限度に休暇(以下「ファミリーサポート休暇」という。)を与える。

配偶者の出産(出産当日前後各4週間以内)

家族の看護(配偶者及び2親等以内の者。ただし、小学校就学前の子を除く。)

家族の疾病予防又は検診(配偶者及び2親等以内の者。ただし、小学校就学前の子を除く。)

子の学校行事への参加(保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及びこれに準ずる学校)

不妊治療

2 前項の休暇の合計日数のうち、 日は出勤扱いとする。

## 規定例 3 不妊治療休業の規定例

第 条 不妊治療を受ける全社員は、休業開始日の属する事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)を含む引き続く5事業年度の期間において、最長1年間まで休業(以下「不妊治療休業」という。)をすることができる。

2 不妊治療休業を希望する社員は、原則として休業を開始しようとする日の 日前までに、医師の診断書等及び不妊治療休業申出書を会社に提出することにより申し出るものとする。

3 不妊治療休業中の賃金は とする。

4 医師の見立てより早い妊娠又は治療の中止等の事由により、申し出た期間の終了前に不妊治療を要しなくなったときは、遅滞なく会社に連絡し、復帰日を決めるものとする。

5 賞与の査定及び年次有給休暇の付与要件の算定等において、不妊治療休業制度を利用したことによる不利益は生じない。